

【資料2】

令和3年11月29日

令和3年度第2回函館市男女共同参画審議会資料

函館市パートナーシップ制度検討委員会 検討経過報告

函館市市民部市民・男女共同参画課

目 次

1 制度の趣旨	1
2 根拠規定	3
3 証明方法	4
4 制度の対象者	6
5 申請者の要件	
① 年齢要件	8
② 性別要件	8
③ 居住地要件	9
④ 国籍要件	10
6 障害事由	11
7 申請の手続き	
① 手数料	13
② 手続方法	13
③ 通称使用の可否	14
④ 提出書類	15
8 受領証の返還について	17
9 取消し（受領証の無効）について	18
10 パートナーシップ制度利用者が対象となる行政サービス等	19
11 他自治体との相互利用	20
函館市パートナーシップ制度検討委員会 付帯意見	21

性的少数者の方々の困難さの緩和を図り、市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め合い、自分らしく誇りを持って暮らせるまちの実現をめざすという、パートナーシップ制度の導入検討の趣旨や当事者との意見交換会での意見を踏まえ、パートナーシップ制度の趣旨等について検討しました。

1 制度の趣旨

- ・性の多様性への理解が進み、市民一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになることをめざす。

▶ 説明

- ▶ 本制度の導入により、多様な性、多様なパートナーシップ関係に対する社会的理解が進み、住宅賃貸や医療機関など日常生活における困難の緩和や、家族や友人関係の改善が図られるような効果を期待します。
- ▶ 性別や性的指向、性自認にかかわらず、一人ひとりが個人として尊重されるよう、多様な性に寄り添った制度として導入します。
- ▶ 「人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるようになること」をめざすことにより、全ての市民に関係する制度であるとの認識を広めます。
- ▶ これらの目的を達成するためには、多様な性に関する意識啓発に努め、市民理解の促進を図ります。

〈検討委員会の意見〉

- ・趣旨・目的を、LGBTに特化せずに、「明るい未来を語るができるまちづくり」などのスローガンがあれば、全ての市民に関わるものになる。
- ・全ての法の理念・権利とすべき「人権保障」と「個人の尊厳」、また本制度の特徴から「男女の別を超えて」や「多様性を」という文言を入れて尊重し合う社会を、そして成熟した地域社会および国際社会との協調・連携といった文言を入れるべきである。
- ・「市民一人ひとりの人権の尊重」という文言を入れていただきたい。
- ・市民が見て、制度の趣旨・目的が一読でわかるということが必要であり、難しい言葉を使わないで規定できればよい。
- ・市民一人ひとりの生活を大事にする制度であるという視点が必要である。
- ・性的少数者が前面に出るよりも、「あたたかいまちづくり」といった言葉が入った方がいいのではないか。
- ・要綱はあくまでも手続規定であるため、手続きが何を実現すべきなのかというと、性的少数者の生活を少しでも保障するという意味合いが問われる。多様性や個人の尊厳、人権保障とい

う表現が入る方がいいが、要綱での制度導入を前提とする限り、難しいところもある。

【制度の効果について】

- ・パートナーシップ制度導入により、LGBTに関する正しい知識が普及されるとともに、この制度が市民に意識されることが必要。
- ・配偶者が受けられる権利は同性カップルも得られるような状況にすることが必要で、この制度により社会が変わっていくことを期待する。
- ・函館の寛容な風土を礎として制度を普及していくことで、住みたい街としてのアピール度が高まり、人口流入が期待される。

【制度設計】

- ・函館は歴史的にオープンで、移住者が過ごしやすい空気感を活かした制度とすること良い。
- ・性的少数者に関する市民活動の下支えとなるような制度が良い。
- ・同性カップルに対する社会的圧力を軽減するという大きな目的がこの制度にはある。
- ・若者に希望を与えるような制度として感じてもらえるような制度とすると良い。
- ・Dダイバーシティ（多様性）、Eエクイティ（公正性）& Iインクルーシブ（包摂性）の発想を示して進めていく必要がある。単なる平等の考え方では、マイノリティに対する施策としては欠落した部分があると考ええる。
- ・差別の問題は、突き詰めていくと最終的には相対化されていって、全てがフラットにならない。そのような高い理想を持って作るものだというを制度の中に入れていくべき。
- ・差別や偏見への対応を同時に進めていく必要がある。
- ・今、LGBTの施策を進めていても、時間がたつと忘れ去られることを当事者は一番危惧しているので、地に足の着いた制度とすることを望む。
- ・若者に希望を与えるような制度として感じてもらえるような制度とすると良い。
- ・差別や偏見への対応を同時に進めていく必要がある。

2 根拠規定

- ・要綱により規定する。

▶ 説明

- ▶ スピード感をもって制度を導入し、性的少数者の方の困難の緩和につなげるため、要綱で制度を規定します。
- ▶ 制度の導入にあたっては、市民の意見を聞くパブリックコメント手続きを実施したうえで、要綱を制定します。
- ▶ 性的少数者を取り巻く社会情勢や利用者の意見を制度に反映させるため、必要に応じて制度の見直しを行い、要綱を改正します。
- ▶ 男女共同参画推進条例の改正については、男女共同参画審議会において調査・審議します。

〈検討委員会の意見〉

- ・要綱で規定する形になると法的効果として、例えば罰則を設ける等の義務を課すことができない。一方で、当事者の方は、スピード感を持つこと、かつ政治的インパクトを持つことを求めている。法的効果を持つこともさることながら、まずは要綱でスタートして、ゆくゆくは条例で制定することを見ずえて取り組むことが必要である。
- ・速やかに制度を導入できるのは要綱である。ただ要綱の弱さがある。行政内部のサービスに関しては要綱を元に取り組むことができるが、その先の民間事業者のサービスを受けられるようになるには要綱ベースでは足りない。いずれは条例で規定すること、あるいは根拠となる条例を制定することも必要になってくる。
- ・スピード感が大事であり、また、制度導入後も定期的に見直すことを規定し、まずは要綱で始めることには賛成する。
- ・函館市が置かれている政治的状況を考え、実現可能であれば、条例での制定を検討してもいいのではないかと。やりながら進めていくことも一つの方法だが、コンスタントに改定できるかは社会的な状況に依存することになるので、今、ある程度社会をリードするような強めのメッセージを打ち出すという考えもある。
- ・制度の活用方法を市役所内部で留めるのであれば要綱で十分だが、市民への啓発も含めて導入するのであれば、条例の方が多くの市民が同意したことになる。
- ・条例よりも要綱の方が改正手続きは容易であり、この制度自体、可能な限り早く導入し、ブラッシュアップしながら進めていくということであれば、要綱での規定がスムーズである。
- ・改定方法をあらかじめしっかりと定め、検証し、改定しながら進めることで良い制度となるのではないかと。

3 証明方法

パートナーシップ関係を証明する方法としては、①証明、②宣誓、③登録、④届出などの制度がある。

・二人がパートナーシップ関係にあることを市長に宣誓する「宣誓方式」とする。

※パートナーシップ関係の定義

互いを人生のパートナーとして、日常生活において、経済的にも精神的にも助け合う関係のこと

説明

- ▶ 二人が、パートナーシップ関係にあることを市長に宣誓をし、市は宣誓者に「宣誓書受領証」を交付します。
- ▶ 本制度は、互いを人生のパートナーとして、これからの人生を共に歩み、日常生活において互いに助け合う関係となる二人の意思を受け止め、寄り添うための制度であり、二人の意思を尊重するため、パートナーシップ関係を市長に宣誓する「宣誓方式」とします。

証明	宣誓	登録	届出
<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ関係にある二人の関係が婚姻と異なる実質があることを公正証書等の提出により確認し、証明する。 ・二人の関係を公証人により作成された文書で確認することができるが、公正証書の作成に費用と時間がかかる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・二人がパートナーシップ関係にあることを市長に宣誓し、宣誓した事実を証明する制度。 ・公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルも低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ関係にある二人を、申請に基づき自治体が登録簿に登録する制度。 ・宣誓と同様、公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルが低い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ関係にあることを届出し、自治体が届出を受理したことを証明する制度。 ・婚姻届に近い。 ・宣誓と同様、公正証書の作成を要件としていないことから、申請のハードルが低い。

〈検討委員会の意見〉

- ・それぞれのメリット・デメリットがあると思う。対象者の負担を軽減することはもとより、周辺の支援してくれる方の理解が得やすい方法が良い。
- ・「宣誓」「登録」「届出」のような費用や時間のかからないものがよい。
- ・対象者の負担が軽減されるような形が一番いい。費用面を含めてハードルが低くスピード感があるものがよい。

- ・宣誓をすることでその関係性が認められていくことについては、非常に良いのではないかと思う。
- ・登録、届出というと行政行為として法的効力を持つものに関して使われる言葉である。誤解を避ける意味では、宣誓が良い。
- ・宣誓は、基本的には市役所に二人で来てもらう形が原則となる。しかし、二人で来庁することが困難な場合もある。一方届出にはそのような縛りはない。

4 制度の対象者

- ・性的少数者を対象とする（事実婚関係は含めない）。

▶ 説明

- ▶ 事実婚関係にある場合、健康保険や厚生年金保険の被扶養者となることができるなど、結婚に準ずる一定の関係性が認められているほか、住民票にも「妻/夫（未届）」との記載が可能で、その関係性を証明する方法があり、性的少数者の方々が直面している状況とは異なります。
- ▶ 本制度の導入により性的少数者への市民理解の促進を図るためには、現状で困難を抱える性的少数者のための制度とすることが効果的であると考えます。
- ▶ 検討委員会でのご意見が多かったファミリーシップ制度については、当事者の方との意見交換会で、同性カップルに対する理解がなく困っているのご意見があったことから、まずは同性カップルに対する制度として導入し、市民理解の促進を図りながら、制度利用者や当事者の方々の意見を聞き、次のステップとして検討します。

〈検討委員会の意見〉

- ・性的少数者の方に寄り添った制度として、強いメッセージ性を持たせるため、事実婚関係を含めないということについては了承した。
- ・事実婚を含めないとは、異性愛・シスジェンダーのカップルの事実婚を含めないと明記すること。同性カップルでも事実婚にあたる関係と認定した判決があり、事実婚の定義が揺れ動いている。
- ・ファミリーシップ制度については、今後検討することだが、現在子どもがいる同性カップルについて、その子どもと一緒に受領証に記載することができないものかと思う。
- ・検討委員会として、要綱の定期的な見直しをすることを意見として出すことになるが、見直しにあたっては、パートナーシップ制度の拡充としてのファミリーシップの実現を目指すこと。
- ・ファミリーシップ制度については、家族としての一体感と言うことで望む当事者が多い。要件等精査が必要だが、函館が移住を促進するうえでもPRのポイントとなるので、検討していくべきである。
- ・事実婚を含めることで、性的少数者の方々に対し、事実婚に準ずる制度という社会的位置づけを与え、徐々に法律婚に近づけていくというような姿勢を示すうえで大きな意義がある。
- ・事実婚は現在、法律婚に準ずる手厚い保護を受けていることから、現在の法制度では足りない部分をフォローするという本制度の出発点からすると、LGBTQに限った制度とする方が説得力がある。

- ・現時点で、同性カップルと異性の事実婚カップルのステータスは平等にはなっていないということをしかりと認識した上でいずれは整理が必要であるということと言及していく必要がある。
- ・家族的なイメージを打ち出してもいいのではないか。足立区や明石市のようにパートナーの家族まで証明の対象を拡大しているというのは、移住選択の一つの良いポイントになると思う。
- ・パートナーシップという1対1の関係だけではなく、将来的には子どもも含め家族として認められる制度になることが未来にとって希望になる。
- ・今権利が認められていない状態を前提として考えると、LGBTQ当事者同士がまずは問題になるが、ゆくゆくはファミリーシップを視野に入れた形での制度設計が望ましい。

5 申請者の要件（年齢要件，性別要件，居住地，国籍）

① 年齢要件

- ・ 双方が成年に達していることとする。
（民法改正により，令和4年（2022年）4月以降は「満18歳以上」となる。）

▶ 説明

- ▶ 制度導入を予定している令和4年度には，民法の一部を改正する法律（令和4年4月1日施行）により成年年齢が18歳に引き下げられるとともに，婚姻開始年齢が性別に関わらず18歳に統一されることから，民法上の婚姻開始年齢と同じとします。

② 性別要件

- ・ 一方または双方が性的少数者とする。

▶ 説明

- ▶ 性別要件については，「戸籍上同性に限定」している自治体や「性自認が同性であれば対象」としている自治体，または性別を限定せず「一方または双方が性的少数者」であれば対象としている自治体があります。
 - a 戸籍上同性に限定
性自認は同性であっても，戸籍上異性の場合は利用できない。
（例）女性（戸籍上男性）と女性（戸籍上も女性）の方
 - b 性自認上同性も含む（戸籍上の性は問わない）
戸籍上も異性，性自認も異性の場合は利用できない。
（例）女性（戸籍上男性）と男性（戸籍上女性）
 - c 一方または双方が性的少数者の方
性自認上同性の場合も利用できる。
- ▶ 対象の範囲は，a < b < cの順に広く，検討委員会で，性別要件は可能な限り広くという意見があったことから，「c 一方または双方が性的少数者の方」を対象とします。

〈検討委員会の意見〉

- ・ この制度によりどのような行政サービスが受けられるのか，受けられる行政サービスの幅が広いほど，対象者の要件をきっちりと見ていく必要がある。
- ・ 多くの当事者の方が幅広く，気軽に利用できるよう対象者を広くできたら良い。

- ・それぞれメリット・デメリットがあると思う。対象者の負担を軽減することはもとより、周辺の支援してくれる方の理解が得やすい方法が良い。
- ・性別要件は、可能な限り門戸を広げる形がよい。
- ・性自認が同性であっても戸籍上は異性であると利用できない自治体があるが、当事者の性自認を曲げることになる。一方が性的マイノリティであれば利用できるというような広いものがよい。

③ 居住地要件

- ・ 次のいずれかに該当することとする。
 - a 一方または双方が市内在住・在勤・在学であること
 - b 一方または双方が市内転入予定であること（概ね3か月以内）

▶ 説明

- ▶ 居住地要件については、「双方が市内在住」または「一方または双方が市内在住」の2パターンで検討していましたが、検討委員会において、「市内在勤」「市内在学」を含めることにより、制度のインパクトやメッセージ性が強くなるのご意見があり、事務局で検討しました。
- ▶ 居住地要件に「市内在勤」「市内在学」を含めているのは、確認した限りでは、東京都国立市のみであり、インパクトは大きく、性的少数者が安心して暮らすことができるまちづくりに取り組む函館市の姿勢が明確になると考えます。
- ▶ 函館市自治基本条例（平成23年4月1日施行）において、市民とは、市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者としており、このことから、「市内在住」のみではなく、「在勤」「在住」を含め、函館に関わる方を対象としたいと考えます。
- ▶ ただし、本制度に関連した市の行政サービスについては、「市内在住の市民」が対象となることから、誤解のないよう説明をする必要があると考えます。
- ▶ 同性カップルは二人で住む賃貸物件を探す際の説明が難しいことや、大家の理解が得られないなどといったケースがあることから、同居は要件としないこととします。
- ▶ bの転入予定については、転入前に賃貸物件を探すためにパートナーシップ証明が必要になる場合を想定し、概ね3か月以内に転入予定の場合、手続きができることとします。

〈検討委員会の意見〉

- ・ 要件をなるべく広げるという点では良いが、居住地によって受けられるサービスが異なり、複雑になることが想定される。冊子を作るなど、分かりやすく説明する必要がある。

- ・多くの自治体が市内在住を要件としているなか、居住地要件に市内在住のほか在勤・在学を含めることで制度のメッセージ性が強くなる。また、市の行政サービスを受けることができるのは函館市民に限られることから、対象者を広げてもサービス過剰になることはない。
- ・当事者の中には家族関係の問題で住民票を異動することができない場合もあることから、在住のみではなく在勤、在学を含めることは大切である。周辺の市が制度を導入できるかどうかはそれぞれの自治体の事情があるので、函館市が牽引役として周辺の市町に住む住民にも恩恵を拡大することは検討してもよい。
- ・双方市内在住を要件とした場合、転勤などにより一方が市外へ転出した場合、パートナーシップ証明を返還しなければならないのは可哀想ではないか。
- ・住民票などを放置せざるを得ないケースもあることから、在勤、在学に広げることはよい。
- ・周辺の住民を含めて性的少数者の方々が生きやすいまちづくりを目指しているということが伝われば、函館に移住するインセンティブにも繋がる。
- ・対象を拡大しすぎると、函館が好きだから制度を利用したいという人が出てきて本末転倒になる恐れがある。一方が市内在住であれば、函館を選んで居住しているので問題はない。
- ・日本国内で結婚できないため、海外で結婚するという人もいることから、対象を広げても差し支えないのではないか。

④ 国籍要件

- ・外国籍の方も対象とする。

▶ 説明

- ▶ 日本国籍を要件としている自治体は確認した限りではなく、対象者や申請者の要件を満たしていることを確認できれば、対象とします。

〈検討委員会の意見〉

- ・特定の国籍を持っていない場合もあるため、特定の国籍を持っていることを要件としないという言い回しにすると良い。
- ・日本国籍を要件としている自治体は見当たらないようなので、函館市も同様でよい。

6 障害事由（パートナーシップ関係にあることを証明できない事由）

- ・手続きの際、以下の2点に該当することを確認する。
 - a 双方に配偶者や双方以外にパートナーシップ関係がないこと
 - b 互いに近親者（直系血族または三親等内の傍系血族、直系姻族の関係）ではないこと

▶ 説明

- ▶ 「a 双方に配偶者がいないこと」は戸籍等で確認しますが、双方以外にパートナーシップ関係がないことについては、手続きの際、申告により確認します。
- ▶ 他自治体では、近親者同士の要件の中で、養子縁組をしている場合の取扱いを定めたものがありますが、現状、法律婚のできない同性カップルの中には相続関係などの法的効果を求めて養子縁組をしている場合があるため、法的メリットのないパートナーシップ制度のために養子縁組の解消を求めることは、性的少数者のための制度とはならないと考え、障害事由として明示しないこととします。

【民法】

（近親者間の婚姻の禁止）

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。

ただし、養子と養方の傍系血族との間では、この限りでない。

2 第八百十七条の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

（直系姻族間の婚姻の禁止）

第七百三十五条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

（養親子等間の婚姻の禁止）

第七百三十六条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。

〈検討委員会の意見〉

- ・（近親関係について）日本に生きている人間で、法律がある中で生活しているため、モラルの部分で、男女と同じ法律に縛られる事が必要になる。
- ・あるところでは法律婚に近づき、あるところでは法律婚から遠くするというのは恣意的であるという感覚がある。
- ・パートナーシップ関係の定義に性的関係は含まれていない。ある意味、婚姻関係と全く異な

る助け合いの制度という側面もあると思う。

- ・ 申請者以外にパートナーがいることは障害事由となるが、住民票に記載されるものではないので確認が難しい。
- ・ パートナーシップ制度でもフォローできない相続関係などの法律行為のために養子縁組をおこなっている中で、フォロー度合いの低いパートナーシップ制度を利用するために養子縁組を解消させるのは本末転倒。障害事由として明示することは避けた方がよい。

7 申請の手続き（手数料、手続き方法、通称使用の可否、提出書類）

① 手数料

- ・ 無料とする。

▶ 説明

- ▶ 手続きにかかる費用は婚姻と同様、無料とします。
- ▶ 受領証の交付にかかる手数料については、検討委員会で、婚姻にかかる「婚姻届受理証明書」と同様、証明書発行手数料を徴収してもいいのではないかとの意見がありました。が、本制度は性的少数者の方々の気持ちを尊重し、受け止めるもので、法的なメリットが発生する制度ではないことから、無料とします。
- ▶ 手続きに必要な住民票等の発行手数料については自己負担となります。

〈検討委員会の意見〉

- ・ 法律婚の届出自体は無料だが、婚姻届受領証の発行には手数料がかかることから、同様の取扱いとするべき。
- ・ パートナーシップ制度は法律婚と同じように扱われることはなく、事実婚と同様でもない中で手数料をとるのは制度の趣旨と合わない。
- ・ 法律婚とメリットが見合う制度であれば、手数料も同様の取扱いとしていいと思うが、それが達成されていない状況であるので無料でよい。

② 手続き方法

- ・ 二人来庁のうえでの手続きを基本とする。

▶ 説明

- ▶ 本人の意思や書類の内容について直接確認する必要があることから、二人揃っての手続きを基本とします。
- ▶ 手続きがアウトティング（性的指向や性自認等が本人の意思によらず第三者に公表すること）につながらないように、個室対応を行うなどプライバシーに配慮します。
- ▶ 一方が市内在住ではない場合や身体的に来庁が難しい場合など、二人揃っての来庁が難しい場合には、オンライン面談などの方法を検討します。

〈検討委員会の意見〉

- ・ 身体的に二人で来庁することが不可能なカップルもいることから、代理人や郵送での手続き

も検討すること。

- ・本人達がカップル関係にあることを市職員の前であっても認知されたくない可能性がある。
- ・パイロット的制度であるので書類だけでは不安がある。オンラインでの面談により本人達の意思を確認する方法もある。
- ・二人での来庁が難しく、どちらか一方のみ来庁での手続きを認める場合などの要件をしっかりと定めておく必要がある。

③ 通称使用の可否

・可とする。

▶ 説明

- ▶ 性別に違和を感じている当事者の方が戸籍上の氏名以外に日常生活で使用している通称名を、受領証に記載することができるものとします。
- ▶ 受領証の表面には日常使用している氏名を記載し、表面が通称名を記載している場合には、裏面に戸籍上の氏名を記載します。

〈検討委員会の意見〉

- ・可とすべきである。
- ・戸籍上の性別を記載したくない当事者もいる。任意記載とできれば良い。

④ 提出書類

提出書類は以下のとおりとする。

基本	その他	
① 宣誓書 ② 独身を証明できる書類 ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 独身証明書 ・ 外国籍の方は婚姻要件具備証明書 ③ 本人確認書類（提示のみ） ・ マイナンバーカード ・ パスポート ・ 自動車運転免許証 等	宣誓要件が市内 在住の場合	住所を確認できる書類 ・ 住民票の写し等
	宣誓要件が市内 在勤の場合	在勤を証明する書類 ・ 在勤証明書，社員証等
	宣誓要件が市内 在学の場合	在学を証明する書類 ・ 在学証明書，学生証等
	転入予定の場合	転入後 ①変更届 ②転入後の住所を確認できる書類 ③本人確認書類（提示のみ）
	通称名を使用する 場合	社会生活上，その通称名を日常的に使用していることが客観的に確認できる書類 ・ 各種郵送物や勤務先発行の身分証明書等

▶ 説明

- ▶ 提出書類は，独身であることを証明する書類と本人確認書類を基本とし，要件が市内在住・在勤・在学の場合に応じて，在住・在勤・在学を証明する書類とする。
- ▶ 転入予定の場合は受領証の交付は転入後とし，交付手続きの際に上記の書類の提出を求める。

【法律婚の提出書類（函館市）】

- ・ 婚姻届
- ・ 戸籍謄本（届出地および新本籍の両方が，ともに婚姻前の本籍と同じ市区町村である場合は提出不要）
- ・ 本人確認書類（下記①②③いずれか）
 - ① 運転免許証，パスポート，マイナンバーカード（個人番号カード）等，官公署が発行した顔写真付きの身分証明書等を1点
 - ② 健康保険証，年金手帳等官公署が発行した書類を2点以上
 - ③ ②の書類を1点と，顔写真付きの社員証や学生証を1点

〈検討委員会の意見〉

- ・ 法律婚に準じて、届出書類、戸籍謄本、本人確認書類でよい。
- ・ 独身書類は外国籍の場合、大使館で婚姻具備証明を発行しない国もあるので、第三者の承認に一筆書いてもらうといった方法もある。
- ・ 独身を証明する書類はあるが、パートナーシップ制度を利用しているかどうかを証明する書類はない。性善説を前提として制度を設計する以上、バランスで考えると独身を証明する書類も厳密にする必要はないのではないか。

8 受領証の返還について

- ・ 受領証の返還が必要な場合は以下のとおりとする。
 - a パートナーシップを解消したとき
 - b 市外転出等、宣誓の要件を満たさなくなったとき
 - c 取消し規定に該当したとき

▶ 説明

- ▶ パートナーシップ関係を双方の意思により解消する場合など、宣誓時と要件等に変更が生じた場合は、変更内容を届け出た上で、パートナーシップ関係にない場合や要件を満たさなくなった場合には、制度の信頼性を担保するためにも受領証の返還を求めます。
- ▶ 宣誓者の一方が死亡した場合、葬儀の場面等で受領証を使用する可能性があることや、当事者の心情に配慮し、返還については任意とします
- ▶ また、虚偽や不正な方法による受領証の交付を受けたときなど、取消し規定を定め、取消しに該当する場合にも返還を求めることとします。
- ▶ 検討委員会では受領証の返還が難しい場合があることから、有効期限を設けることについての意見がありましたが、期限が過ぎた場合には、再度手続きを行う必要があることから、受領証自体に有効期限は設けないこととします。
- ▶ ただし、宣誓に関する書類の保存年限は10年とし、この期間を、受領証の紛失等により受領証の再交付を受けることができる期間とします。

〈検討委員会の意見〉

- ・ 受領証を返還することと、効力が失われることは別の話である。効力が失われるのはどういう場合なのかを規定したうえで、返還の必要な場合を規定すると良い。
- ・ パートナーが亡くなった後に使うことがある。手元に置いておきたい人は多いのではないか。
- ・ 市のサービスだけでなく、民間のサービスも含めて考えると、どちらか一方の死後も使う事はあり得る。返還は任意という形で良いのではないか。
- ・ 市外へ転出した場合などの確認が難しいことから、有効期限を設けることも1つの方法である。30年後も40年後もパートナーシップ関係を確認できるようにするためには、その期間書類を保存しておかなければならない。
- ・ 有効期限を設けることで、この制度が恩恵的に付与されているという印象を与えてしまう可能性がある。書類の保存年限については永年保存やデータや記録の保存により対応できる。
- ・ 解消時に返還すること自体は難しいことではない。一定程度の証明効力があることを考えると、解消時には返還しますよという内容としても、大きな妨げにはならない。
- ・ 有効期限を設けて、改めて二人の関係を確認し、更新するというのもいいのではないか。

9 取消し（受領証の無効）について

以下の場合には受領証を無効とします。

- a 虚偽その他不正な方法により，受領証の交付を受けたとき
- b 受領証を不正に使用したとき

▶ 説明

- ▶ パートナーシップ制度の信頼性に関わることから，虚偽や不正な方法による受領証の交付や不正使用を行った場合には，受領証を無効とし，受領書の返還を求めるものとします。

10 パートナーシップ制度利用者が対象となる行政サービス等

- ・ 配偶者や親族を対象とする市の施策について、法令等に定めがあるものを除き、その対象をパートナーシップ関係に拡大できるよう、所管部局へ働きかける。
- ・ 本制度利用者が利用可能となる民間サービスについての情報把握に努めるとともに、民間事業者に対し、制度の周知を図る。

▶ 説明

- ▶ パートナーシップ制度利用者が利用可能な行政サービスについては、ホームページ等でお知らせします。
- ▶ 本制度導入後においても、他自治体で提供しているサービスや当事者の方の意見を伺いながら、パートナーシップ制度利用者に対象を拡大できる行政サービスについて検討します。

〈検討委員会の意見〉

- ・ 医療現場や災害時などの緊急時での活用ができるといい。
- ・ 同性間のDVについてもDV相談窓口で対応できるようにする必要がある。
- ・ 消防や警察との連携が必要。
- ・ 先行自治体において活用している行政サービスのうち、函館で導入できるかどうかを峻別し、函館市として独自性を付け加えるといいのではないか。
- ・ 配偶者ならびに事実婚が前提とされている行政サービスがあれば、それは同性カップルにも適用されるべき。
- ・ 行政サービスの対象を、パートナーシップ関係に拡大できるよう、市にはしっかりと取り組んでもらいたい。

- ・まずは市の制度を組み立て、近隣の自治体への周知を図る。
- ・市の制度の概要が定まった段階で、先行自治体へ連携を働きかける。

▶ 説明

- ▶ 転入転出の際の手続きに係る負担軽減を図るため、転出先でも受領証を継続して使用できる自治体間連携について検討していましたが、検討委員会において、先行自治体の制度に合わせるのではなく、函館市の制度を組み立ててから、まずは周辺の自治体と連携していくべきであるとの意見がありましたので、まずは連携を考慮せずに制度を検討します。
- ▶ しかし、函館市から転入転出の多い自治体と相互利用の連携をすることは、利用者にとってメリットが大きいことから、本制度の概要が定まった段階で、先行自治体へ連携を働きかけていくこととします。

【自治体間相互利用のメリット】

- ・市外へ転出しても効力が失われない。
- ・転入転出の際の手続きに係る負担が軽減する。

【連携先自治体の例】

- ・横須賀市，鎌倉市，逗子市，葉山町，三浦市
- ・岡山県岡山市，総社市，広島県広島市，福岡県福岡市（県を超えて連携） など

〈検討委員会の意見〉

- ・転入・転出の際に混乱をきたさない仕組みが必要。
- ・先行自治体ではなく、まず函館がこの制度を立ち上げから、周辺の市町との連携を考えていくことがよい。函館市の制度を道南圏に広げていき、やがて北海道や札幌市とも繋がっていくというイメージ。
- ・先行自治体の制度に合わせるのではなく、まず函館でしっかりと軸を作り、函館からの転入が多い周辺の市町に広げていくことが望ましい。
- ・函館市の制度をしっかりとアピールし、転出先の自治体でも認められやすくなっていくといい。
- ・自治体間で連携することは、当事者にとっては非常にプライオリティが高い。転勤などによりそれまで受けられていたサービスが受けられなくなるということでは困る。
- ・函館市が率先してこの取組を進めていくことで、函館は性の多様性に寛大なまちであるということをしつかりとアピールしてってもらいたい。

**函館市パートナーシップ制度検討委員会
付帯意見**

1 根拠規定について

今回はスピード感を求めるため要綱で規定し制度をスタートするが、将来的には根拠となる条例の制定を検討していただきたい。

2 ファミリーシップ制度について

制度の明確化を図るためパートナーシップ制度として制度を導入するが、今後、定期的な見直しのなかで、家族として暮らしている子どもについても、その関係性を証明するファミリーシップ制度の方向へ拡充していくことを検討していただきたい。